

〔寶曆集成絲綸錄二十八〕寶曆八寅年十月 三奉行江

總州小金一月寺、武州青梅鈴法寺門弟共相用候深。編笠在之ニ而、商賣仕候者共、以來兩寺又は國其向寄ニ而、右末派之寺院ハ印鑑請取置、合印持參不致候ハ、虛無僧并商人たり共、堅賣不申候様可致旨、御料ハ御代官私領ハ領主地頭ハ可申渡候。

右之通、可被相觸候。

十月

〔古今著聞集二十魚虫禽獸〕一條院御時、略中たゞのひた、れに、上下にあみがさきたるのぼり人馬よりおりて、略下

〔源平盛衰記十九〕佐々木取馬下向事

世ニナキ身ナレバ、馬モサキ次第、脛巾ニ編笠ヲ著、腰ノ刀ニ太刀カヅキテ、京ヲバ未明ニ出タレ共、略下

〔義經記六〕關東よりくわん玄ゆぼうをめさる、事

去年十二月廿四日の夜打更て、日頃は千き万きを引ぐしてこそおはしまし候に、侍一人をだにぐせず、腹卷計に太刀はきて、あみ笠といふ物うちき、萬事をたのむとておはしたりしかば、いにしへ見すえらぬ人成共、いかでか一度の慈悲をたれざらん、

〔太平記十一〕五大院右衛門宗繁、相摸太郎事

相摸太郎北條○北條時、ゲニモト身ノ置所ナクテ、五月元弘三年廿七日ノ夜半計ニ忍テ鎌倉ヲ落給フ、中略 怪シゲナル中間一人ニ太刀持セテ、傳馬ニダニモ乗ラテ破タル草鞋ニ編笠著テ、ソコ共不知、

泣々伊豆ノ御山ヲ尋テ、足ニ任テ行給ヒケル、
〔明良洪範十五〕七兵衛伊東○伊尾州二本木ノ戦ヒニ事急ニシテ、甲冑ヲ著ル間ナク、有合セノアミ笠